

 水道ホットニュース	<p>(公財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
---	--

多様な給水手法について—米国の事例2— 使用場所設置型浄水装置（POU）の法令遵守 （その3）

POU装置の設置を水サービスの条件とする法的権限

水道システムは、所定の期間内に全ての顧客から承諾を得なければならないので、全ての顧客の承諾を達成する権限は何か、決定を下さなければならない。水道システムによる顧客の自発的な承諾を得るための最善の努力にかかわらず、顧客がPOUの設置の承認をしない又は拒否した後、水道システムが顧客に対してPOUを受諾することを要求するための法的権限を有しているかどうか、水道システムは決定を下さなければならない。

料金不払いの顧客の水を止める権限と同様に、POUを受諾しないことにより顧客への水道サービスを止める権限を有するかどうか、水道システムは検討することができる。上述したように、水道システムがこの権限を有しているかどうか決定を下すのは、水道システムである。POUの設置を要求する、または顧客がPOU設置の承諾をしないことによってサービスを終わるといふ水道システムの権限に関しては、カリフォルニア州公衆保健局（CDPH）は助言できない。

水道システムが100%の承諾を得ることを手助けできる他のツールは、水道システムによるPOUの設置及び保守を要求するため、住宅開発のCC&Rs（契約条項、制限条項、制限約款）を改正する請願を通じて、水道システムが住宅所有者の承諾を求めることである。

所有権の移転（不動産の取引）においてPOU装置の設置を可能とする法的権限の取得

水道システムは、新たな住宅所有者を拘束する必須条件としてPOUの設置及び保守を要求することを住居用又は商業用不動産販売の要件の一部とすることを求める決定をすることができる。このような要件は「不作為約款（restrictive covenant）」といえるものであり、それは土地建物に対する「不動産所有権調査書（chain-of-title）」において引き渡され、POUの設置及び保守の承諾について現在の土地所有者及び将来の土地所有者を書面で拘束するものである。家屋又は商業用不動産に対する不動産所有権調査書において不作為約款を置くことは、少なくとも、土地所有者の書面による同意を求めるものである。効果的、恒久的及び拘束力があるものとするため、水道システムは、不作為約款とともにPOU装置を設置してサービスを行うために土地建物に入ることができる地役権を必要とするであろう。これによって確実なものとなるが、顧客から個人ベースでこれらを得ることは、時間を要し、困難であろうし、法律相談やその他のアドバイスを要するであろう。

その他の法的な検討事項

水道システムは POU 装置の保証について検討すべきであり、事故による被害、不具合、そして、顧客の家屋における装置に設置、運転及び保守に関連したその他の問題に対する保険についても検討すべきである。POU 装置に関連した責任としては、装置の漏水、設置又は保守に伴う土地建物の損害、そして、住宅所有者が保守のための立入りを拒否する事態を含むが、それらに限定されない。それ故、賠償責任保険を検討すべきである。その費用は、装置の所有権（例えば、水道システムの所有か、賃貸借か）による。また、水道システムの運転者又は請負業者が住宅に入ることになるので、人員の拘束などの当局の責任問題が考慮されることになる。水道システムは、POU 装置の設置、運転及び保守の間に抱える責務及び責任も考慮すべきである。例えば、認証された又は免許のある配管技術者、電気技術者又はその他の専門家が POU 装置を設置する必要がある。また、顧客の配管、家具、乾式壁などが POU 装置を設置するために水道システムが契約した第三者によって不正確な改修や損傷がなされた場合、水道システムは、設置に関連した損害及び不適切に設置された装置の是正について究極の責任があろう。これらの事態について法律顧問と話し合うことを検討されたい。

拒否している顧客に対して、飲んでいる水が安全飲料水法の基準に適合していないことを知らせるための毎月の通知

水道システムが POU の設置・保守について顧客の同意を得ようとする一方、POU の設置を拒否している顧客が飲んでいる水が安全飲料水法の基準に適合しておらず健康リスクがあることを CDPH によって用意された特定の用語を用いてそのような顧客に知らせるため、毎月の通知を出すべきである。顧客に対する免責は、水道システムが最大許容濃度及びその他の全ての飲料水に係る要件に適合した水を供給するという要求事項を免除するものではないことを覚えておくことが重要である。

POU プログラムを用いる水道システムの法令遵守状態

POU プログラムが事態を是正するために設計され、POU 装置が全ての給水接続に設置されていて、全ての POU が飲料水基準に適合する時のみ、POU プログラムを実施する水道システムは最大許容濃度の要件を遵守していると考えられる。100%の顧客の参加を得られていない状況で POU 法令遵守プログラムを実施したい水道システムは、CDPH から法令遵守命令が出されるであろう。法令遵守命令には、100%の参加の要件及び不参加の顧客に対する必要な通知を満たすための主要管理点となる計画及び日程などがある。定められた時間軸内で必要な方策を完了しない水道システムは、法令遵守命令違反であり、罰則の対象となるであろう。水道システムが法令遵守スケジュールを守っており、必要な主要管理点を満たしていれば、当該水道システムは飲料水に係るこれらの要件を違反しているとはみなされないであろう。

全ての給水接続に POU 装置が設置されておらず、また、法令遵守スケジュールの主要管理点を満たしていない、または、CDPH による法令遵守スケジュールの遵守命令が出されていない水道システムは、法令に従っていないとみなされ、執行の対象となろう。

POU プログラムを検討する際に 100%の参加を達成するために必要な一連の方策を水道システムが十分に評価し計画することが必須である。法令が遵守されなければ集中型浄水処理の整備が必要となることから、水道システムが給水する全ての住居、事務所、若しくはその他の建物又は施設に、指定された時間軸内に POU 装置を設置できなければ、かなり費用がかかる結果をもたらすこととなる。

POUプログラムのモニタリングに係る要件

定められた期間にわたってPOU装置がきちんと稼働しているよう、水道システムはPOU装置の水を試験する必要がある。法令遵守に係るモニタリングは、手法を組み合わせで行うこととなる。第一に、水道システムは、POU装置が設置された時、POU装置からの水のサンプルを収集しなければならない。最低限、各POU装置の継続モニタリングは年1回実施しなければならない。水道システムは、サンプリング計画を作成し、POU法令遵守プログラムの承認申請に含めなければならない。そして、水道システムは、CDPHの承認後、当該サンプリング計画に従う必要がある。サンプリング計画には、以下が含まれる。

1. 原水モニタリングは、水源ごとに年4回必要であろう。
2. 最初は、POU装置が設置された時にPOU装置からサンプリングされるであろう。
3. 各POU装置は毎年サンプリングされ、全POU装置の十二分の一は順番に毎月サンプリングされるであろう。

2年間のモニタリング後、全ての結果が汚染物質の最大許容濃度の75%を超過していなければ、水道システムは、POUの継続モニタリングを減らすようCDPHに申請することができる。最初の2年間、法令遵守に係る全てのサンプルは、認証試験所によって実施されることが必要である。モニタリングを減らすことが認められたら、試験所での試験及び実地試験の組み合わせを提案することができる。現地試験を含む化学的分析の全ての記録は、最低10年間、水道システムによって保持されなければならない。

継続モニタリングにおいて、もしサンプルが最大許容濃度の超過を示すようであれば、水道システムは、以下の措置を講じなければならない。

1. 承認されたPOU浄水処理方策で認定された公衆への告知を行うこと。
2. 確認サンプルを7日以内に採取すること（ただし、超過が、硝酸塩、亜硝酸塩又は過塩素酸塩の場合は、24時間以内に確認サンプルを採取すること）。
3. 確認サンプルが最大許容濃度を超過していれば、CDPHに届け出るとともに、是正措置を講じること。

CDPHは、水源及び/又はPOU処理水について追加のモニタリングを要求することがあり、それらには、鉛及び銅、細菌学的サンプリング又はROユニットの電気伝導度のような代替指標の実地サンプリングなどがある。POU装置が活性炭処理を含む場合は、POUユニットの細菌サンプリングが必要となる。POU装置が水源で注入された消毒残留物を除去する場合、POU装置の処理水において高いレベルの細菌が検出されることがある。

POUプログラムの承認申請

POUプログラムを検討している水道システムは、申請書類一式を揃えて、承認のためにCDPHに提出しなければならない。この申請書類一式には、以下の全ての情報が含まれていなければならない。

1. 水道システムが、集中型浄水処理が3年間において経済的に実施可能でないことを証明していること。
2. 水道システムが、POEによる浄水処理が経済的に実施可能でないことを証明していること。
3. 水道システムが、違反を是正するための資金供与の予備申請をCDPHに提出していること。
4. 許可申請
5. 公聴会后、地域から大きな反対がないことを確定する結果

6. POUによる浄水処理方策
7. POUの維持管理プログラム
8. POUのモニタリング計画

全てのPOUプログラムは、設置の前にCDPHによって承認されなければならない。

POUによる浄水処理方策

申請書類の一部として、調査及び承認のためにPOU浄水処理方策をCDPHに提出しなければならない。POU浄水処理方策は、以下を含まなければならない。

1. 法令遵守の問題の説明
2. 十分な数の装置が全ての給水接続に設置されるため、各POU装置の型式、数及び位置を決定する方法の説明
3. 水道システムの代表者が設置及び保守のために顧客の建物に立ち入ることを認める権限、条例及び/又は立入同意書
4. 顧客がPOUを承認することを要求する水道システムの権限
5. 最初の及び継続的な顧客教育プログラム
6. POUが水質基準に適合できなかった場合の顧客への告知様式

経済的な実施可能性

水道システムは集中型浄水処理の経済的な実施可能性を判断し、申請書類の一部としてこのような証拠資料をCDPHに提出する必要がある。証拠資料には、以下を含むことが必要であろう。

1. 水道システムの顧客のための集中型浄水処理の推定費用
2. 水道システムによって給水される顧客の世帯所得中央値 (MHI)

集中型浄水処理の推定費用には、設備機器、浄水施設の設計及び建設、浄水残渣の取扱い、水源及び浄水システムのモニタリングに要する費用及び維持管理費が含まれる。

もし、1世帯当たりの費用が世帯所得中央値 (MHI) の1%を超えれば、集中型浄水処理は実施可能でないと考えられる。さらに、(1世帯当たりの)集中型浄水処理の費用に最近12カ月の現行の水道料金(中央値)を加えた費用が、(地域のMHIが州全体のMHIと同等か、それ以下である場合は)地域のMHIの1.5%を超えているか、または、(地域のMHIが州全体のMHIより大きい場合は)地域のMHIの2%を超えているか、のどちらかであれば、集中型浄水処理が実施可能であるとは考えられない。

POUの設置に係る要件

水道システムは、POU装置を設置する前にカリフォルニア州公衆保健局 (CDPH) の承認を得なければならない。正しい場所にPOU装置を適切に設置することは、水道システムが法令遵守の要件を満たすために重要である。

水道システムは、個々のPOU装置の設置について責任があろう。水道システムの所有者は、POU装置を設置する者がこの作業を成し遂げるために適任であることを保証する必要がある。資格者の例としては、認定操作員、有資格配管技術者、製造業者又は販売会社の代表者が含まれる。申請書で確認されたこれらの有資格者のみが、CDPH承認プログラムのもとで作業を遂行することが許される

であろう。

一般に、水道システムはPOUを法的に所有し、水道システムは常にPOU装置の設置、運転及び保守に責任があろう。水道システムは、土地建物の所有権の移転の場合、POU装置は土地建物に残しておくことを確保する必要があるだろう。水道システムはPOU販売会社と賃貸契約を結ぶことができるが、水道システムは保守及び記録保持の要件を含むPOU装置に対する責任を維持しなければならない。

居住者が既に住居又は事務所に浄水装置を有している場合、既存のPOU装置を水道システムのPOUプログラムによって使用される新たなPOU装置に交換することを申し出ることができる。もし顧客が拒否すれば、水道システムは以下のことを伝えるべきである。

- ・顧客の装置は、懸案である汚染物質の低減のために認定機関によって認証されているべきである。
- ・顧客の装置は、POUプログラムの要件に適合する性能表示装置を有するか、備え付けられているべきである。
- ・水道システムは、所有権の移転について顧客の同意を得ることによって装置の法的所有権を得るとともに、必要に応じて補償金を支払わなければならない。
- ・水道システムは、POU装置の適切な維持管理に責任があろう。
- ・もし顧客の装置が懸案の汚染物質を十分に処理できず、また、改良できない場合、水道システムは、顧客に知らせるとともに、新たな浄水装置を設置し保守すべきである。

(浄水を製氷機又は追加の蛇口に配水するといった) 特殊な設置工事は、水道システムが行わなければならない。水道システムは、設置後に、個々の住宅所有者やその他の使用者がシステムを改修又は変更しないようにしなければならない。

POU の維持管理に係る要件

POU 装置を保守・点検することは、水道システムの責任である。水道システムは、許可申請において有資格者であると確認できる者であるか、CDPH により書面で認定されている者でなければ、個々の住宅所有者がユニットの保守を行うことを認めることはできない。有資格者以外による保守は、保証、保険及び全般的な責任の問題にも影響を及ぼすであろう。

POU 装置の保守は、製造業者の仕様に従って実施しなければならない。これらの使用に従わないことは、法令を遵守していないと考えられるであろう。

維持管理プログラムは、最低限、以下の情報を含むことが必要であろう。

1. 各 POU の位置を示す設置に関する情報及び水道システムが POU にアクセス可能であるという保証
2. 保守作業の種類及び頻度
3. 持続的で効果的な浄水処理を確保するための、POUの部品の数及び種類、前処理の要件
4. 重要な構成部品の交換スケジュール
5. 設置、維持管理に責任のある有資格者
6. POUの廃棄物の取扱い及び処分手順

水道システムは、全般的な点検のために少なくとも12カ月に1回、各POUを巡視する必要がある。点検及び保守の記録は、各POU装置の保守のために必要である。維持管理の書類は、必要に応じて水道システムによって調査及び改正される必要があるだろう。

POUの記録保持に係る要件

水道システムは、最低10年間、POUに関連する記録を保持しなければならない。以下の記録は、水道システムにおける点検のために利用可能でなければならない。

1. POU保守記録及び注文書
2. 毎年の現場点検
3. 認定試験所の分析結果
4. プログラムに参加していない顧客に対する周知を含む、広範な努力

POU装置及びシステムの分類

POUプログラムを追加するシステムは、浄水技術を追加している。水道システムが現在「配水システム」として評価されていれば、POUプログラムの追加はシステムの分類も同様に「浄水システム」としてシステムの分類を変更することになる。POU処理を設置するシステムは、一般に浄水処理認証等級「T1」の操作員が必要とされるであろう。

結論

POU法令遵守プログラムは、安全飲料水法を遵守するための追加の選択肢を水道システムに提供することを意図している。当該書類はガイダンスであり、規制上の義務ではない。規制の内容については、確認が必要である。POUを法令遵守の手段として考えている水道システムは、意思決定を行う前に弁護士やその他の助言者に相談すべきである。CDPHは、公衆の健康保護のために法令遵守を達成しようとする各水道システムの努力に感謝する。

(文責) センター専務理事 安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h27.html>

国・地域別の水道情報 http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country_area.html

耐震化関連の情報 <http://suido-taishin.jp/hotnews.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。